

(あつせん)

第二十四条 あつせんを行う合議体は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

2 あつせんを行う合議体は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。この場合においては、あつせんを打ち切ることとした理由を付した書面をもつて当事者にその旨を通知しなければならない。

(指定の申請)

第二十五条 法第九十三条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

一・三 (略)

四 法第九十四条に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 (略)

(名称等の変更の届出)

第二十六条 法第九十三条第三項の規定により届出しようとする都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

(事業計画書等の提出)

第二十七条 法第九十六条第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては

(指定の申請)

第八条の二 法第七十条の六第一項の規定により指定を受けようとする社会福祉法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

一・三 (略)

四 法第七十条の七に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 (略)

(名称等の変更の届出)

第八条の三 法第七十条の六第三項の規定により届出しようとする都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

(事業計画書等の提出)

第八条の四 法第七十条の九第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては

- その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。
- 2 都道府県センターは、法第九十六条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 3 法第九十六条第二項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

(準用)

第二十八条 前三条の規定は、中央福祉人材センターについて準用する。
 この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第二十五条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第九十九条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第一百条」と、第二十六条中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第一百条
において準用する法第九十三条第三項」と、前条第一項中「法第九十六条

- は、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。
- 2 都道府県センターは、法第七十条の九第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 3 法第七十条の九第二項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

(準用)

第八条の五 前三条の規定は、中央福祉人材センターについて準用する。
 この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第八条の二第一項中「法第七十条の六第一項」とあるのは「法第七十条の十三」と、同条第二項中「法第七十条の七」とあるのは「法第七十条の十四」と、第八条の三中「法第七十条の六第三項」とあるのは「法第七十条の十五
において準用する法第七十条の六第三項」と、
第八条の四第一項中「法第七十条の九第一項前段」とあるのは「法第七十条の十五
において準用する法第七十条の九第一項前段」と、同条第二項中「法第七十条の九第一項後段」とあるのは「法第七十条の十五
において準用する法第七十条の九第一項後段」と、同条第三項中「法第七十条の九第二項」とあるのは「法第七十条の十五
において準用する法第七十条の九第二項」と読み替えるものとする。

第一項前段」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第一項前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項後段」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(福利厚生事業に関する約款の記載事項)

第二十九条 法第百四条第三項の厚生省令で定める約款に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(福祉厚生契約の締結拒絶理由等)

第三十条 法第百五条第一項の厚生省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 法第百五条第二項の厚生省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(福利厚生事業に関する約款の記載事項)

第八条の六 法第七十条の十八第三項の厚生省令で定める約款に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(福祉厚生契約の締結拒絶理由等)

第八条の七 法第七十条の十九第一項の厚生省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 法第七十条の十九第二項の厚生省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(準用)

第八条の八 第八条の二から第八条の四までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第八条の二第一項中「法第七十条の六第一項」とあるのは「法第七十条の十六」と、同条第二項中「法第七十条の七」とあるのは「法第七十条の十七」と、第八条の三中「法第七十条の六第三項」とあるのは「法第七十条の二十において準用する法第七十条の六第三項」と、第八条の四第一項中「法第七十条の九第一項前段」とあるのは「法第七十条の二十において準用する法第七十条の九第一項

(準用)

第三十一条 第二十五条から第二十七条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第二十五条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第二百二条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第二百三条」と、第二十六条中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第六六条において準用する法第九十三条第三項」と、第二十七条第一項中「法第九十六条第一項前段」とあるのは「法第六六条において準用する法第九十六条第一項前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項後段」とあるのは「法第六六条において準用する法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第六六条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(共同募金の期間)

第三十二条 法第一百十条の規定による共同募金の実施期間は、厚生省告示で定める。

(配分委員会の組織及び運営)

第三十三条 法第一百十三条第一項に規定する配分委員会（以下この条において「配分委員会」という。）は、理事（定款をもつて理事の代表権を制限しているときは、代表権を有する理事をいう。以下この条において同じ。）が招集する。

前段」と、同条第二項中「法第七十条の九第一項後段」とあるのは「法第七十条の二十において準用する法第七十条の九第一項後段」と、同条第三項中「法第七十条の九第二項」とあるのは「法第七十条の二十において準用する法第七十条の九第二項」と読み替えるものとする。

(共同募金の期間)

第九条 法第七十一条の規定による共同募金の実施期間は、厚生省告示で定める。

2 | 理事は、配分委員会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三十日以内に、配分委員会を招集しなければならない。

3 | 配分委員会に委員長を置く。委員長は、配分委員会において、委員のうちから選挙する。

4 | 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 | 配分委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 | 配分委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 | 前各項に定めるもののほか、配分委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、配分委員会が定める。

(法第百十六條第一項に規定する厚生省令で定める特別の事情等)

第三十四條 法第百十六條第一項に規定する厚生省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 | 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)第一条第一項に規定する災害が生じたこと。

二 | 被災者生活再建支援法施行令(平成十年政令第三百六十一号)第一条第二号又は第三号に規定する自然災害が生じたこと。

三 | 準備金に繰り入れて三年が経過したこと(当該共同募金の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者に配分する場合に限る。)

2 | 法第百十六條第一項に規定する厚生省令で定める割合は、次の各号に掲げる割合のうちいずれか低い割合とする。

一 | 百分の三

二 | 当該共同募金の寄附金の額に占める法人からの寄附金の額の割合

(過半数配分の例外)

第十條 法第七十七條第二項に規定する厚生省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、法第七十八條の規定により都道府県協議会の意見を聴くに当たつて、当該協議会の同意を得たときとする。

一 | 社会福祉事業若しくは更生保護事業の用に供する施設の建築費、買収費若しくは改造費又は当該施設の設備費のうち老朽その他の理由により緊急の必要があるものに充てるため特定の社会福祉事業又は更生保護事業を営業者(国及び地方公共団体を除く。)に重点的に配分する場合

二 | 老人、心身障害者等で日常生活を営むのに支障があるものが居室において日常生活を営むことができるようにすることを目的とする事業、老人、心身障害者等の社会的活動への参加を促進する事業その他の社会福祉の増進に資する事業に要する費用のうち地域に即した創意と工夫により地域の実情に応じたきめ細かな役務を提供する事業に係る

(大都市の特例)

第三十五条 令第十二条第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が社会福祉事業に関する事務を行う場合においては、第十三条第二項第四号及び第十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第三十六条 令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の市長が社会福祉事業に関する事務を行う場合においては、第十三条第二項第四号及び第十四条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十七条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一 第二条第一項に規定する申請書及び定款

もので特に必要があるものに充てるため特定の社会福祉を目的とする事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。）に重点的に配分する場合

三 当該都道府県の区域内において、社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。）のうち当該寄附金の配分申請を行ったものが、その過半数に満たない場合

(大都市の特例)

第十一条 社会福祉事業法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が社会福祉事業に関する事務を行う場合においては、第七条第二項第四号及び第八条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第十二条 社会福祉事業法施行令第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の市長が社会福祉事業に関する事務を行う場合においては、第七条第二項第四号及び第八条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

- 二 第二条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書
- 三 第三条第一項に規定する申請書
- 四 第四条第二項において読み替えて準用される第三条第一項に規定する届出書
- 五 第三条第一項第二号（第四条第二項において準用される場合を含む。）に規定する定款
- 六 第三条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書
- 七 第三条第三項に規定する書類
- 八 第五条第一項に規定する申請書
- 九 第五条第一項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表
- 十 第六条第一項に規定する申請書
- 十一 第六条第一項第二号に規定する定款
- 十二 第六条第一項第三号イに規定する財産目録及び貸借対照表
- 十三 第六条第一項第四号イに規定する財産目録
- 十四 第六条第一項第四号ロに規定する事業計画書及び収支予算書
- 十五 第六条第一項第四号ニに規定する書類
- 十六 第八条第一項に規定する申請書
- 十七 第八条第一項第一号に規定する理由書
- 十八 第八条第一項第二号に規定する計画書及び収支予算書
- 十九 第八条第一項第三号に規定する書類
- 二十 第八条第一項第四号に規定する財産目録及び貸借対照表
- 二十一 第九条第二項に規定する現況報告書
- 二十二 第九条第三項第一号に規定する貸借対照表
- 二十三 第九条第三項第二号に規定する収支計算書

（フレキシブルディスクの構造）

第三十八条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき「日本工業規格（以下「日本工業規格」と

いう。X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第三十九条 第三十七条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第四十条 第三十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者又は届出者の名称

二 申請年月日又は届出年月日

○身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条の二第五項に規定する厚生省令で定める援助）</p> <p>第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第五項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居室において日常生活を営む身体障害者（以下この条において「身体障害者」という。）又は身体障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、身体障害者又は介護者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行う者、身体障害者更生援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の身体障害者又は介護者に必要な援助とする。</p> <p>（法第四条の二第六項に規定する厚生省令で定める方法）</p> <p>第一条の二 法第四条の二第六項に規定する厚生省令で定める方法は、要約筆記等とする。</p> <p>（判定書の交付）</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第一条に規定する判定書の様式は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>（身体障害者手帳の申請）</p>	<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第一条に規定する判定書の様式は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>（身体障害者手帳の申請）</p>

第二条 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(身体障害者居宅生活支援事業等に関する届出)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(法第三十三條に規定する厚生省令で定める便宜)

第二十二條の四 法第三十三條に規定する厚生省令で定める便宜は、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣、点字刊行物等の普及の促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出、視聴覚障害者に関する相談等とする。

(身分を示す証明書の様式)

第二十二條の五 (略)

2 (略)

別表第十三号 (第二十二條の五関係)

(略)

別表第十四号 (第二十二條の五関係)

(略)

第二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(身体障害者居宅生活支援事業に関する届出)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第二十二條の四 (略)

2 (略)

別表第十三号 (第二十二條の四関係)

(略)

別表第十四号 (第二十二條の四関係)

(略)

知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）

（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第六項に規定する厚生省令で定める援助）</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第四条第六項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居室において日常生活を営む知的障害者（以下この条において「知的障害者」という。）又は知的障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、知的障害者又は介護者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の介護を受ける知的障害者又は介護者に必要な援助とする。</p> <p>（法第十五条の三第一項に規定する厚生省令で定める便宜）</p> <p>第二条 法第十五条の三第一項に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等とする。</p> <p>（法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める便宜）</p> <p>第三条 法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために</p>	<p>（法第十五条の三第一項に規定する厚生省令で定める便宜）</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の三第一項に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等とする。</p>

必要な訓練、介護方法の指導等とする。

(法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める施設)

第四条 法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める施設は、前条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(短期間入所に関する措置を行う施設)

第五条 法第十五条の三第三項に規定する厚生省令で定める施設は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設又は第三十一条に規定する身体障害者授産施設その他法第十五条の三第三項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

(職親)

第六条 (略)

(法第十七条の二に規定する厚生省令で定める場合)

第七条 (略)

(知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出)

第八条 法第十八条に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 八 (略)

2 法第十八条の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を都道

(短期間入所に関する措置を行う施設)

第二条 法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める施設は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設又は第三十一条に規定する身体障害者授産施設その他法第十五条の三第二項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

(職親)

第三条 (略)

(法第十七条の二に規定する厚生省令で定める場合)

第四条 (略)

(知的障害者居宅生活支援事業に関する届出)

第五条 法第十八条第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 八 (略)

2 法第十八条第一項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書